

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人河崎学園
②設置大学名称	大阪河崎リハビリテーション大学
③担当部署	総務課総務係
④問合せ先	072-446-6700
⑤点検結果の確定日	令和7年12月22日
⑥点検結果の公表日	令和8年1月6日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kawasaki-gakuen.ac.jp/files/pdf/governance_code_evaluation.pdf
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

II—I. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1—1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目1—1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学は、建学の精神と教育理念に基づく大学の使命・目的を「大学ホームページ」「大学案内」等に、教育目的を「大学ホームページ」「シラバス」「学生便覧」等に明記することで、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。
実施項目1—1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	本学は、大学の使命・目的及び教育目的並びにこれに基づく三つのポリシーを整理し、それらを「大学ホームページ」や「シラバス」「募集要項」等に明記することで、学生等に明示している。また、本法人事業計画制度と自己点検・評価を連動させる形で、要改善事項については中長期的な計画及び単年度計画に反映させ、計画的に教育内容・学習環境等の向上、充実に努めている。
実施項目1—1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	本学は、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。 本学の教育研究実施組織は、「組織及び業務分掌規程」第4条に、学長のほか、学部長、学科長その他の教員の職位を定め（第1項）、必要に応じて副学長を置くことができる（第2項）ことを規定するとともに、第5条において、「本学を代表しその業務を総理するとともに学務をつかさどり、教職員を統括する。」と規定している。 また、「大阪河崎リハビリテーション大学教授会規程」第2条において、教授会の議を経て学長が決定する協議事項（第1項）及び教授会で意見を聴く必要のある事項（第2項）のほか、教授会の運営に関する事項について規定している。
実施項目1—1④	説明
教職協働体制の確保	教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、教職員で構成される各種委員会のもと、教職協働により取り組んでいる。
実施項目1—1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学は、FD・SD推進組織として「FD・SD委員会」を設置し、教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向けた取組みを推進するとともに、教職員の専門性と資質の向上に係る取組みを計画的に実施している。 FD・SDの取組みはFD・SD委員会が担っており、年度当初の委員会において当該年度の取組み内容及び計画につい

	て審議、承認し、具体的な計画を策定している。
--	------------------------

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	<p>本学は、法人の事業計画制度に則り、原則として6年間を基本とする中期計画（※）を策定している。中期計画では期末のありたい姿をビジョンとして示し、その達成に向け重点的に取り組む戦略や具体策を明らかにしている。当該計画の策定にあたっては、大学機関別認証評価結果や学内外の環境変化予測及び学外有識者の意見等を踏まえ、将来構想委員会で審議し、策定している。</p> <p>※直近では、令和2(2020)年度～令和7(2025)年度までの中期計画を1年前倒しして見直し、令和9(2027)年度までの8年度分に変更（3年度分を再策定）。</p>
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	<p>本学は、中期計画に基づく単年度計画を策定し、実行している。単年度の事業計画については、4月から9月までを上期、10月から3月までを下期とし、半期ごとに進捗状況を確認するよう努めている。単年度の事業計画の遂行結果は、決算情報とともに自己点検・評価を通して振り返り、改善点、修正点がある場合には、次年度の単年度計画に反映するとともに、必要に応じて中期計画も修正し、当初の中期計画の達成に資するよう努めている。</p> <p>なお、当該年度1年間の事業報告は、大学ホームページにて学内外に公表している。</p>

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	<p>本学は、開学以来、建学の精神「夢と大慈大悲」と教育理念「知育と人間性を育む」に基づいて策定したカリキュラム・ポリシーにより、教育課程を編成し、現代社会が求める人材の育成に努めている。また、地域の方々を対象とした公開講座や高大連携事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）、受講証明プログラム等を通して地域社会に学びの機会を提供している。</p>
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	<p>本学は、地元の貝塚市と連携した健康教室の開催をはじめ、教育・研究活動の多様な成果の社会還元に努めている。また、産官学の組織的連携を強化するとともに、「認知予備力研究センター」で、認知機能研究の推進を図るとともに、認知予備力を解明し、認知症予防に寄与する活動を行っている。</p>

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	改正障害者差別解消法施行を受け、「学生相談支援室」及び「学修支援委員会」を中心として、本学における合理的配慮の適切な提供に向けた取組みを進めている。また、教職員の採用にあたっては、求める能力（学問分野や職務内容）を明示し、それに適う人材か否かを慎重に見極めることを念頭に、公正に対応している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員及び評議員等の選任にあたっては、個々の資質・能力・経験に基づいた人選を行っている。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任については、寄附行為に明確に定めている。本法人では理事選任機関は理事会としており、その選任過程については決議録に記録し保管している。また、理事長は本法人を代表し、その業務を総理することを寄附行為に定めている。理事長は、毎年度の年頭挨拶や大学広報誌で大学の方向性等について発信している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事長を補佐する業務執行理事として常任理事を置き、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進している。また、各理事の職務・役割については理事会において決定し、各理事は法令及び寄附行為を遵守し、本法人のために忠実にその職務を行っている。理事長及び常任理事は評議員会に出席し、評議員から求められた事項について説明を行うことで、理事会と評議員会の建設的な関係性を維持している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省や日本私立大学協会等の研修や法人主催会議への出席依頼のほか、各種行事を案内し、参加機会を提供している。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任	寄附行為の定めにより、監事の独立性を確保する観点を重視し、評議員会の決議によって、監事2名を選任し

過程の透明性の確保	ている。財務情報の透明性と信頼性担保の観点から評議員会において会計監査人を選任している。また、選任過程については議事録に記録し保管している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	内部監査室は、法令及び法人諸規程に準拠し、業務の適正かつ効率的な執行及び不正防止を図るとともに、業務改善及び健全経営を実現し、もって法人の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目的に、内部監査計画を策定し監査を行っている。 内部監査室は、監事と連携し、監事による監査を支援するとともに、会計監査人が行う監査に協力・連携し、監査の効率的な実施に努めている。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	学校法人河崎学園主催会議への出席依頼のほか、理事長との会合等により情報提供を行っている。また、文部科学省及び大学監査協会等の研修を案内している。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任については、寄附行為に明確に定めており、創立者縁故者、法人職員、設置校卒業生、学識経験者など、大学の教育又は特性への理解があり、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者を選任している。また、選任過程については議事録に記録し保管している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為において、評議員会の招集については、理事会の決議により理事長が招集すると定めており、評議員会における議決事項についても明確にしている。評議員は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができるとしており、理事会との建設的な協働や相互牽制体制を確立している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	文部科学省や日本私立大学協会等の研修や学園主催会議への出席依頼のほか、各種行事を案内し、参加機会を提供している。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理体制の整備及び事業継続計画の策定	学校法人河崎学園危機管理規程、学校法人河崎学園防災管理規程に基づき「危機管理基本マニュアル」や

定・活用	「学生対応危機管理マニュアル」のほか、「学校法人河崎学園消防計画」を整備している。なお、「学生対応危機管理マニュアル」には、事業継続計画の要素が含まれているが、その他、事業継続計画（BCP）として策定すべき項目等を洗い出し、さらなる整備に取り組んでいる。
実施項目 3－4②	説明

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本学は、情報公開に対する方針の下、学校教育法、学校教育法施行規則等の規定に基づく情報のほか、自己点検・評価の結果を含め、本学独自の判断により、情報を公表している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	本学のステークホルダーへの説明責任を果たすため、ステークホルダーが必要とする情報を、具体的かつ明確に示し、簡潔な文章で記しているほか、適宜、図表を用いて整理している。また、大学ホームページでは、情報公表のページを設け、大学ホームページ内のリンクも含め、網羅的に閲覧できるよう工夫している。 特に「自己点検評価報告書」は、前年度の活動を振り返り、本学の実態を広く社会に公表するものであることから、適切かつ分かりやすいものとなるよう、表現の工夫・改善を行っている。

II－II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明